



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 規 則	県 民 セ ン タ ー
○知事を取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則	
◎ 告 示	県 民 セ ン タ ー
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止	
◎ 議会告示	議 会 事 務 局
○長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程	
◎ 交通局公告	総 務 課
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止	
◎ 教育委員会規則	総 務 課
○長崎県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	
◎ 教育委員会訓令	総 務 課
○長崎県教育庁決裁規程の一部改正	
◎ 教育委員会告示	総 務 課
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止	
◎ 公安委員会規則	広 報 相 談 課
○公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の全部を改正する規則	
○長崎県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則の一部を改正する規則	監 察 課
◎ 警察本部告示	広 報 相 談 課
○平成18年長崎県警察本部告示第1号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)、平成21年長崎県警察本部告示第1号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)及び平成27年長崎県警察本部告示第1号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の廃止	
○平成17年長崎県警察本部告示第1号(長崎県個人情報保護条例の施行に関する訓令)の廃止	"
○個人情報の保護に関する法律の施行に関する訓令	"
◎ 選挙管理委員会規則	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
○長崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	

◎ 監査委員訓令

○長崎県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令 監 査 事 務 局

◎ 人事委員会規則

○長崎県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 人事委員会事務局

◎ 人事委員会告示

○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止 人事委員会事務局

◎ 労働委員会規則

○長崎県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 労働委員会事務局

◎ 収用委員会規則

○長崎県収用委員会運営規則及び長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 収用委員会事務局

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第22号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し知事が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第4条第1項第8号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日又は変更年月日
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無及び内容
- (4) 個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称及び電磁的記録の有無

2 条例第4条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第2号によるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

（保有個人情報開示決定等期限延長通知書等）

第6条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

2 法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

（事案移送通知書）

第7条 法第85条第1項の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書（様式第8号）とする。

（意見照会書等）

第8条 法第86条各項の規定による通知を書面で行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第86条第1項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第9号）
- (2) 法第86条第2項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第10号）
- (3) 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知 意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第11号）
（開示の実施等）

第9条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）とする。

- 2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うものとし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第10条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法
（保有個人情報訂正請求書）

第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式14号）とする。

- 2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第15号）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等）

第13条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）とする。

- 2 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）とする。

（訂正請求に係る事案移送通知書）

第14条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書（様式第18号）とする。

（訂正請求に係る提供先への通知書）

第15条 法第97条の書面は、提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書（様式第19号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）とする。

- 2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第22号）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第18条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第23号）とする。

- 2 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第24号）とする。

（諮問通知書）

第19条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、長崎県個人情報保護審査会諮問通知書（様式第25号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第20条 条例第16条の規定による運用状況の公表は、長崎県公報に登載して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（長崎県個人情報保護審査会規則の一部改正）
- 2 長崎県個人情報保護審査会規則（平成13年長崎県規則第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第15条の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第59条の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

3 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年長崎県規則第9号）は、廃止する。

様式第1号 (第2条関係)

整理番号 :

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務を所管する部・局・課・室等の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する部・局・課・室等の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理(紙媒体)ファイル)
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録項目の範囲内であるマニュアル処理(紙媒体)ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける部・局・課・室等の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第2号（第3条第2項関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録番号：

事務の名称			
事務の目的			
		根拠法令等	
事務の区分		登録担当課室(所)	
登録年月日 (変更年月日)		個人情報保有課室(所)	
対象となる個人の 類 型			
個人 情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	財産の状況	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	要配慮 個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 その他政令第2条で定める記述等 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・ 調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 同一実施機関内の保有個人情報を利用	
保有個人情報の経常 的提供先		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の取り扱い を含む外部委託の有 無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	
個人情報が記録されて いる主な地方公共団体 等行政文書の名称			
備考			

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ） <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>
--

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ _____ 年 _____ 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____</p> <p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p>
--

様式第4号（第5条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

（不開示とした部分）
（適用条項）法第78条第1項第 号 に該当
（その理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第5号（第5条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第6号（第6条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第7号（第6条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有個人情報の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第8号 (第7条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われま
す。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第9号（第8条第1号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室等名） （住所）
意見書の提出期限	年 月 日

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

別紙（様式第9号関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県知事 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第10号（第8条第2号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室等名) (住所)
意見書の提出期限	年 月 日

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

別紙（様式第10号関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県知事 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第11号（第8条第3号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定により開示される（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第12号（第9条第1項関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施の方法の申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： _____ 日 付： _____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	開示の実施の方法 ※いずれかに○を記入			写しの 種別	単価	数量	金額
	閲覧	写しの 交付	その他 ()				
合計金額：							円
(ここに合計金額分の長崎県収入証紙を貼ってください)							

3 事務所における開示の実施を希望する日 _____ 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 }
 有 : 同封する郵便切手の額 _____ 円
 無 : (担当課室)でお受け取りください。

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第13号（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

Tel

()

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____		
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

様式第14号（第12条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第15号（第12条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第16号 (第13条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第17号（第13条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第18号 (第14条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：
備考	

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第19号 (第15条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 をするための情報	(氏名等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<担当課室(所)>

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第20号（第16条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏名

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

TEL

()

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号（法に違反する保有、取扱、取得、利用）該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号（法に違反する提供）該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第21号（第17条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第22号（第17条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

様式第23号（第18条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第24号（第18条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - （内線）

様式第25号（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県知事

印

長崎県個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり長崎県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

〈担当課室(所)〉

〇〇部・局・所 〇〇課・室・班・係

電話番号： - - (内線)

告 示

長崎県告示第299号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成28年長崎県告示第545号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

議 会 告 示

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県議会告示第2号

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程
(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長崎県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第1号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求

者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第7号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。
- （電磁的記録の開示方法）
- 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。
- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。
- （開示の実施の方法等の申出）
- 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
- （訂正請求書）
- 第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第10号）によるものとする。
- （訂正決定通知書等）
- 第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書（様式第11号）とする。
- 2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第12号）とする。
- （訂正決定等期限延長通知書）
- 第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第13号）とする。
- （訂正決定等期限特例延長通知書）
- 第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）とする。
- （保有個人情報提供先への訂正決定通知書）
- 第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第15号）とする。
- （利用停止請求書）
- 第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第16号）によるものとする。
- （利用停止決定通知書等）
- 第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第17号）とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第18号）とする。
- （利用停止決定等期限延長通知書）
- 第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第19号）とする。
- （利用停止決定等期限特例延長通知書）
- 第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第20号）とする。
- （諮問をした旨の通知書）

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第21号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式

様式第1号(第9条関係)	2
様式第2号(第12条第1項関係)	4
様式第3号(第12条第2項関係)	6
様式第4号(第13条関係)	7
様式第5号(第14条関係)	8
様式第6号(第15条第1項関係)	9
様式第7号(第15条第2項関係)	10
様式第8号(第15条第3項関係)	11
様式第9号(第15条第7項関係)	12
様式第10号(第18条関係)	13
様式第11号(第19条第1項関係)	15
様式第12号(第19条第2項関係)	16
様式第13号(第20条関係)	17
様式第14号(第21条関係)	18
様式第15号(第22条関係)	19
様式第16号(第23条関係)	20
様式第17号(第24条第1項関係)	22
様式第18号(第24条第2項関係)	23
様式第19号(第25条関係)	24
様式第20号(第26条関係)	25
様式第21号(第27条関係)	26
参考書式(第27条関係)	27

様式第1号 (第9条関係)

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 TEL _____ (_____) _____

開示請求書

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等

ア、イ又はウのいずれかを選択してください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p> <p>ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</p>

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。</p>

<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合は記載してください。）</p> <p>(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>(ふりがな)</p> <p>(イ) 本人の氏名_____</p> <p>(ウ) 本人の住所又は居所_____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

4 手数料

手数料		(請求受付印)
-----	--	---------

様式第2号 (第12条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決) の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

--

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
- (4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

様式第3号 (第12条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号 (第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

様式第5号 (第14条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日

様式第6号 (第15条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	長崎県議会事務局 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 TEL095 (894) 3622
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号 (第15条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	長崎県議会事務局 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 TEL095(894)3622
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号 (第15条第3項関係)

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 TEL _____ (_____) _____

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

様式第9号 (第15条第7項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示することと した理由	
開示決定をした 日	年 月 日
開示を実施する 日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号 (第18条関係)

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL _____ (_____)

訂正請求書

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合は記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____

- | |
|--|
| 4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () |

様式第11号 (第19条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号 (第19条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第13号 (第20条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

様式第14号 (第21条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第15号 (第22条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第16号 (第23条関係)

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL _____ (_____)

利用停止請求書

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合は記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな)

(2) 本人の氏名_____
(3) 本人の住所又は居所_____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第17号 (第24条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第18号 (第24条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、長崎地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第19号 (第25条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

様式第20号 (第26条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第21号 (第27条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県議会議長 氏名

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり長崎県個人情報保護審査会に諮問したので、長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

参考書式 (第27条関係)

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 TEL _____ (_____) _____

開示の実施方法等申出書

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
 文書番号：
 日付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日
 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手等の額	円
無	

交 通 局 公 告

口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止（告示）

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成14年長崎県交通局告示第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

長崎県交通局長 太田 彰幸

教 育 委 員 会 規 則

長崎県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第7号

長崎県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の施行に関し長崎県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、<u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）</u>の規定の例による。</p>	<p>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の施行に関し長崎県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、<u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）</u>の規定の例による。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

長崎県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（課長等の共通決裁事項） 第6条 略 (2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。 2 略 （地方機関の長の決裁事項） 第7条 略</p>	<p>（課長等の共通決裁事項） 第6条 略 (2) <u>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）</u>に基づく個人情報の開示、訂正及び取扱いの是正に関すること。 2 略 （地方機関の長の決裁事項） 第7条 略</p>

<p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>個人情報保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。</u></p> <p>(17)～(22) 略</p> <p>2 略 (個別の決裁事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 課長等(第1号に掲げる教育次長に係る事項にあっては、<u>教育政策課長</u>に限る。)は、次に掲げる事項について、総務事務センター長に決裁させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (教育長の代決)</p> <p>第9条 1、2 略</p> <p>3 教育長、教育次長及び主務課長がともに不在のときは、<u>教育政策課長</u>がその事務を代決することができる。</p>	<p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>長崎県個人情報保護条例</u>に基づく個人情報の開示、訂正及び取扱いの<u>是正</u>に関すること。</p> <p>(17)～(22) 略</p> <p>2 略 (個別の決裁事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 課長等(第1号に掲げる<u>政策監及び教育次長</u>に係る事項にあっては、<u>総務課長</u>に限る。)は、次に掲げる事項について、総務事務センター長に決裁させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (教育長の代決)</p> <p>第9条 1、2 略</p> <p>3 教育長、教育次長及び主務課長がともに不在のときは、<u>総務課長</u>がその事務を代決することができる。</p>
<p><u>教育政策課長</u></p> <p>1～6 略</p> <p>7 教育次長の扶養親族の認定及び廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。(ただし、総務事務センター長に決裁させるものを除く。)</p> <p>8～10 略</p> <p>11 教育次長の児童手当の認定及び廃止の認定に関すること。</p>	<p><u>総務課長</u></p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>政策監及び教育次長</u>の扶養親族の認定及び廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。(ただし、総務事務センター長に決裁させるものを除く。)</p> <p>8～10 略</p> <p>11 <u>政策監及び教育次長</u>の児童手当の認定及び廃止の認定に関すること。</p>
<p>略</p> <p><u>教職員課長</u></p> <p>1～5 略</p> <p>3 学校職員(事務職員に限る。)の育児休業の承認に関すること。</p> <p>4 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員(事務職員に限る。)の職務専念義務の免除の承認(別に定めるものを除く。)に関すること。</p> <p>5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員(事務職員に限る。)の特別休暇の承認に関すること。</p> <p>6 学校職員(事務職員及に限る。)の履歴事項等の照会及び証明に関すること。</p> <p>7 略</p> <p>8 学校職員(事務職員に限る。)の産休代替職員及び<u>育児休業代替職員</u>の任免に関すること。</p>	<p>略</p> <p><u>教職員課長</u></p> <p>1～3 略</p> <p>3 学校職員(事務職員及び<u>現業職員</u>に限る。)の育児休業の承認に関すること。</p> <p>4 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員(事務職員及び<u>現業職員</u>に限る。)の職務専念義務の免除の承認(別に定めるものを除く。)に関すること。</p> <p>5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員(事務職員及び<u>現業職員</u>に限る。)の特別休暇の承認に関すること。</p> <p>6 学校職員(事務職員及び<u>現業職員</u>に限る。)の履歴事項等の照会及び証明に関すること。</p> <p>7 略</p> <p>8 学校職員(事務職員に限る。)の産休代替職員、<u>育児休業代替職員</u>及び<u>現業職員</u>の任免に関すること。</p> <p>9 <u>教職員免許状の交付</u>に関すること。</p> <p>10 <u>教職員免許状の再交付及び書換え</u>に関すること。</p> <p>11 <u>教職員免許状の更新</u>に関すること。</p>
<p><u>義務教育課長</u></p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>教育職員免許状の交付</u>に関すること。</p> <p>6 <u>教育職員免許状の再交付及び書換え</u>に関すること。</p>	<p><u>義務教育課長</u></p> <p>1～4 略</p>
<p><u>高校教育課長</u></p> <p>1～3 略</p> <p>4 県立学校職員(事務職員を除く。)の育児休業の承認に関すること。</p> <p>5 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員(事務職員を除く。)の職務専念義務の免除の承認(別に定めるものを除く。)</p>	<p><u>高校教育課長</u></p> <p>1～3 略</p> <p>4 県立学校職員(事務職員及び<u>現業職員</u>を除く。)の育児休業の承認に関すること。</p> <p>5 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員(事務職員及び<u>現業職員</u>を除く。)の職務専念義務の免除の承認(別に定める</p>

<p>に関すること。</p> <p>6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員（校長、事務職員を除く。）の特別休暇の承認に関すること。</p> <p>7 県立学校職員（事務職員を除く。）の履歴事項等の照会及び証明に関すること。</p> <p>8 県立学校の産休補助教職員及び育児休業補助教職員（事務職員を除く。）、病休補助教員、非常勤講師、学校医、薬剤師、栄養士の任免に関すること。</p> <p>9 略</p> <p>略</p>	<p>ものを除く。）に関すること。</p> <p>6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員（校長、事務職員及び現業職員を除く。）の特別休暇の承認に関すること。</p> <p>7 県立学校職員（事務職員及び現業職員を除く。）の履歴事項等の照会及び証明に関すること。</p> <p>8 県立学校の産休補助教職員及び育児休業補助教職員（事務職員及び現業職員を除く。）、病休補助教員、非常勤講師、学校医、薬剤師、栄養士の任免に関すること。</p> <p>9 略</p> <p>略</p>
---	--

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第2号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成14年長崎県教育委員会告示第3号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

公安委員会規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第10号

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し公安委員会が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号のとおりとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第4条第1項第8号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日又は変更年月日
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無及び内容
- (4) 保有個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称及び電磁的記録の有無

2 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第2号のとおりとする。

（保有個人情報開示請求書）

- 第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）によるものとする。
（保有個人情報開示決定通知書等）
- 第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。
2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。
（保有個人情報開示決定等期限延長通知書等）
- 第6条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。
2 法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。
（事案移送通知書）
- 第7条 法第85条第1項の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書（様式第8号）とする。
（意見照会書等）
- 第8条 法第86条各項の規定による通知を書面で行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
(1) 法第86条第1項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第9号）
(2) 法第86条第2項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第10号）
(3) 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知 意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第11号）
（開示の実施等）
- 第9条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）とする。
2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うものとし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。
（写しの送付に要する費用の納付の方法）
- 第10条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、原則として、郵便切手で納付する方法とする。
（保有個人情報訂正請求書）
- 第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）とする。
（保有個人情報訂正決定通知書等）
- 第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）とする。
2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第15号）とする。
（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等）
- 第13条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）とする。
2 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）とする。
（訂正請求に係る事案移送通知書）
- 第14条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書（様式第18号）とする。
（訂正請求に係る提供先への通知書）
- 第15条 法第97条の書面は、提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書（様式第19号）とする。
（保有個人情報利用停止請求書）
- 第16条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）とする。
（保有個人情報利用停止決定通知書等）
- 第17条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）とする。
2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第22号）とする。
（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）
- 第18条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第23号）とする。
2 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第24号）とする。
（諮問通知書）
- 第19条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、長崎県個人情報保護審査会諮問通知書（様式第25号）により行うものとする。
（警察本部長への委任）
- 第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、長崎県警察本部長が定める。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

整理番号：

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第2号（第3条第2項関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録番号：

事務の名称			
事務の目的		(根拠法令等：)	
事務の区分		登録担当所属	
登録年月日 (変更年月日)		個人情報保有所属	
対象となる個人の種類			
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	財産の状況	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	要配慮 個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 その他政令第2条で定める記述等 (<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続)	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		----- <input type="checkbox"/> 同一実施機関内の保有個人情報を利用	
保有個人情報の 経常的提供先		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の取り扱いを含む外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	
個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称			
備考			

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

長崎県公安委員会委員長 様

(ふりがな)

氏名 _____
(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所
〒 _____
TEL () _____
(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（^記具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 (_____)
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者
 (イ) (ふりがな) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 (_____)

様式第4号（第5条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

[Empty box for disclosure details]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)
(適用条項) 法第78条第1項第 号 に該当
(その理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
準備日数 費用（見込額）

〈担当〉
部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第5号 (第5条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

<p>開示請求に係る保有個人情報の名称等</p>	
<p>開示をしないこととした理由</p>	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第6号（第6条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第7号（第6条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有個人情報の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第8号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： （連絡先） 部局課室名： 所在地： 電話番号：

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第9号（第8条第1号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室等名） （住所）
意見書の提出期限	年 月 日

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

別紙（様式第9号関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県公安委員会委員長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

様式第10号 (第8条第2号関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室等名) (住所)
意見書の提出期限	年 月 日

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

別紙（様式第10号関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県公安委員会委員長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第11号 (第8条第3号関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定により開示される (あなた、貴社等) に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県 (長崎県公安委員会が被告の代表者となる。) を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第12号 (第9条第1項関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長崎県公安委員会委員長 様

(ふりがな)

氏名 _____

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

Tel () _____

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施の方法の申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号: _____ 日 付: _____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	開示の実施の方法 ※いずれかに○を記入			写しの種別	単価	数量	金額
	閲覧	写しの交付	その他 ()				
合計金額:							円
(ここに合計金額分の長崎県収入証紙を貼ってください)							

3 事務所における開示の実施を希望する日 _____ 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額 _____ 円

無 : 情報公開センターでお受け取りください。

〈担当〉 広報相談課 情報公開センター

電話番号: _____ - _____ (内線 _____)

様式第13号 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

長崎県公安委員会委員長 様

(ふりがな)
氏名

(代理人が法人の場合にあつては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所
〒

TEL ()

(代理人が法人の場合にあつては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付 : 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1	訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第14号（第12条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第15号 (第12条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第16号（第13条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第17号 (第13条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第18号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： （連絡先） 部局課室名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第19号 (第15条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報	(氏名等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第22号（第17条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第23号 (第18条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第24号（第18条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第25号 (第19条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会委員長 印

長崎県個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり長崎県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 諮問 号

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

長崎県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第11号

長崎県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則の一部を改正する規則

長崎県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（審理官に関する規定の適用除外）</p> <p>第28条 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号） 第19条第1項に規定する審査請求及び<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項</u>に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。</p>	<p>（審理官に関する規定の適用除外）</p> <p>第28条 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号） 第19条第1項に規定する審査請求及び<u>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第42条第1項</u>に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

警察本部告示

長崎県警察本部告示第1号

平成18年長崎県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）、平成21年長崎県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）及び平成27年長崎県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）は、廃止する。

令和5年3月31日

長崎県警察本部長 中村 亮

長崎県警察本部告示第2号

平成17年長崎県警察本部告示第1号（長崎県個人情報保護条例の施行に関する訓令）は、廃止する。

令和5年3月31日

長崎県警察本部長 中村 亮

長崎県警察本部告示第3号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

長崎県警察本部長 中村 亮

個人情報の保護に関する法律の施行に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し警察本部長が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、様式第1号のとおりとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第4条第1項第8号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日又は変更年月日

(3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無及び内容

(4) 保有個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称及び電磁的記録の有無

2 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第2号のとおりとする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書(様式第3号)によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)とする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書等)

第6条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)とする。

2 法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)とする。

(事案移送通知書)

第7条 法第85条第1項の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書(様式第8号)とする。

(意見照会書等)

第8条 法第86条各項の規定による通知を書面で行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第86条第1項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第9号)

(2) 法第86条第2項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第10号)

(3) 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知 意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号)

(開示の実施等)

第9条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第12号)とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うものとし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第10条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、原則として、郵便切手で納付する方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等)

第13条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)とする。

2 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)とする。

(訂正請求に係る事案移送通知書)

第14条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(様式第18号)とする。

(訂正請求に係る提供先への通知書)

第15条 法第97条の書面は、提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書(様式第19号)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第16条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(様式第20号)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第17条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第21号)とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第22号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等)

第18条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第23号)とする。

2 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第24号)とする。

(雑則)

第19条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な事項の細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)
整理番号 :

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号 :

様式第2号（第3条第2項関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録番号：

事務の名称			
事務の目的		(根拠法令等：)	
事務の区分		登録担当所属	
登録年月日 (変更年月日)		個人情報保有所属	
対象となる個人の類			
個人 情 報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	財産の状況	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	要配慮 個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 その他政令第2条で定める記述等 (<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続)	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		----- <input type="checkbox"/> 同一実施機関内の保有個人情報を利用	
保有個人情報の 経常的提供先		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の取り扱いを含む外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	
個人情報が記録されている主な地方公共団体等行政文書の名称			
備考			

様式第3号 (第4条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名 _____
(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所
〒 _____
TEL (_____)
(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に^記特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 (_____)
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (ア) 本人の状況 未成年者(_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 (_____)

様式第4号（第5条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

（不開示とした部分） （適用条項）法第78条第1項第 号 に該当 （その理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

（1）開示の実施の方法等
（2）事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額） 準備日数 費用（見込額）

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第5号 (第5条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

<p>開示請求に係る保有個人情報の名称等</p>	
<p>開示をしないこととした理由</p>	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第6号（第6条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第7号 (第6条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有個人情報の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第8号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： （連絡先） 部局課室名： 所在地： 電話番号：

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第9号（第8条第1号関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室等名） （住所）
意見書の提出期限	年 月 日

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

別紙（様式第9号関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

様式第10号 (第8条第2号関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室等名) (住所)
意見書の提出期限	年 月 日

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

別紙（様式第10号関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第11号 (第8条第3号関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

意見書を提出した保有個人情報開示決定に係る通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定により開示される(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県(長崎県公安委員会が被告の代表者となる。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第12号 (第9条第1項関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名 _____

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒 _____

Tel () _____

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施の方法の申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号 : _____ 日 付 : _____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	開示の実施の方法 ※いずれかに○を記入			写しの種別	単価	数量	金額
	閲覧	写しの交付	その他 ()				
合計金額 :							円
(ここに合計金額分の長崎県収入証紙を貼ってください)							

3 事務所における開示の実施を希望する日 _____ 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額 _____ 円

無 : 情報公開センターでお受け取りください。

〈担当〉 広報相談課 情報公開センター
電話番号 : _____ - _____ (内線 _____)

様式第13号 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所

〒

TEL ()

_____ (代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付 : 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第14号（第12条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部

課・隊・所

係

電話番号：

-

-

(内線)

様式第15号 (第12条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第16号（第13条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第17号 (第13条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第18号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関等の名称： （連絡先） 部局課室名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第19号 (第15条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

提供をしている保有個人情報の訂正実施通知書

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報	(氏名等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第20号 (第16条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

長崎県警察本部長 様

(ふりがな)
氏名

(代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名)

住所又は居所
〒

TEL ()

(代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。
記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付 : 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号（法に違反する保有、取扱、取得、利用）該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号（法に違反する提供）該当 → 提供の停止（理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 (ふりがな) ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第21号（第17条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	<p>（利用停止決定の内容）</p> <p>（利用停止の理由）</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉
部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第22号（第17条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長崎県（長崎県公安委員会が被告の代表者となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - (内線)

様式第23号（第18条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	

<担当>

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

様式第24号（第18条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

長崎県警察本部長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで

〈担当〉

部 課・隊・所 係
電話番号： - - （内線 ）

選挙管理委員会規則

長崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会委員長 葺本 昭晴

長崎県選挙管理委員会規則第1号

長崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

長崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の規定に基づく長崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）の規定の例による。</u>	長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の規定に基づく長崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護については、 <u>知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）の規定の例による。</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

監査委員訓令

長崎県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

長崎県代表監査委員 下田 芳之

長崎県監査委員訓令第1号

長崎県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令

長崎県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年長崎県監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の施行に関し長崎県監査委員が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）の規定の例による。</u>	長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の施行に関し長崎県監査委員が取り扱う個人情報の保護については、 <u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）の規定の例による。</u>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会規則

長崎県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第4号

長崎県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

長崎県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）</u>及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の規定に基づく長崎県人事委員会が保有する個人情報の保護については、<u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）</u>の規定の例による。</p>	<p>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の規定に基づく長崎県人事委員会が保有する個人情報の保護については、<u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）</u>の規定の例による。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会告示

長崎県人事委員会告示第1号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成16年3月12日長崎県人事委員会告示第2号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

労働委員会規則

長崎県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県労働委員会 会長 國弘 達夫

長崎県労働委員会規則第1号

長崎県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

長崎県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年長崎県労働委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）</u>及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の規定に基づく長崎県労働委員会が取り扱う個人情報の保護については、<u>知事が取り扱う個人情報の</u></p>	<p>長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の規定に基づく長崎県労働委員会が取り扱う個人情報の保護については、<u>知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）</u>の例による。</p>

保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

収用委員会規則

長崎県収用委員会運営規則及び長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県収用委員会
会長 石橋 龍太郎

長崎県収用委員会規則第1号

長崎県収用委員会運営規則及び長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（長崎県収用委員会運営規則の一部改正）

第1条 長崎県収用委員会運営規則（昭和43年長崎県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（会長の専決事項） 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(28) 略 <u>(29) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく開示又は訂正の諾否決定等（会長が重要と認めた開示又は訂正の諾否決定等を除く。）</u> (30) 略	（会長の専決事項） 第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(28) 略 <u>(29) 長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の規定に基づく開示又は訂正の諾否決定等（会長が重要と認めた開示又は訂正の諾否決定等を除く。）</u> (30) 略

（長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正）

第2条 長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の規定に基づく長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年長崎県規則第22号）の規定の例による。</u>	長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の規定に基づく長崎県収用委員会が取り扱う個人情報の保護については、 <u>知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）の規定の例による。</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
印刷人